（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第六条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「「百分の五・五」を「「百分の四・六」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

第九条第一号及び第十三条第一項第一号中「百分の六十七・四」を「百分の九十三・五」に改める。

第七条　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「「百分の四・六」を「「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

第九条第一号及び第十三条第一項第一号中「百分の九十三・五」を「百分の百五十二・六」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一　第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定　公布の日

二　第一条中地方税法附則第三十二条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び附則第二十一条第二項の規定　平成二十七年五月二十九日

三　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の四十九の六に一項を加える改正規定、同法第七十二条の六十三の二に一項を加える改正規定、同法第百四十四条の三十八の二に一項を加える改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三百九十六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第五条の規定　平成二十七年七月一日

四　第一条中地方税法第七十二条の七十八第一項、第七十二条の七十九、第七十二条の八十第一項、第七十二条の八十の二第一項、第七十二条の八十四第一項第二号及び第二項、第七十二条の九十四、第三百二十一条の七の二第一項並びに第七百六条第二項の改正規定並びに同法附則第九条の三の二第一項の改正規定並びに第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第五条第一項の改正規定、同法附則第八条の改正規定（「及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える部分に限る。）、同法附則第十条第二項の改正規定（「をいう」を「及び特定課税仕入れをいう」に改める部分に限る。）、同条第三項第一号、第三号及び第四号の改正規定、同項第五号の改正規定（「又は当該課税資産の譲渡等」を「及び特定課税仕入れ並びにこれら」に改める部分及び「課税仕入れ」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える部分に限る。）、同法附則第十一条第一項第一号ハの改正規定（「行った課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える部分に限る。）、同項第二号イの改正規定、同号ロの改正規定（「第十四条第三項の規定若しくは」を「第十四条第三項の規定、」に改める部分、「若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」を「に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」に改める部分及び「ハまで」を「ニまで」に改める部分に限る。）並びに同号ハの改正規定（「行った課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加える部分及び「ハまで」を「ニまで」に改める部分に限る。）並びに附則第十条の規定　平成二十七年十月一日

五　第一条中地方税法第三十二条第二項、第四十五条の三の三第四項、第七十一条の三十一第一項、第三百十三条第二項及び第三百十七条の三の三第四項の改正規定並びに同法附則第五条第一項及び第三項の改正規定、同法附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三十五条第二項の規定　平成二十八年一月一日

六　第二条（次号から第九号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる改正規定を除く。）及び第七条並びに次条並びに附則第七条第三項及び第五項、第九条（第七項及び第九項から第十一項までを除く。）、第十二条、第十六条第四項及び第六項、第二十条、第二十六条並びに第二十九条の規定　平成二十八年四月一日

七　第二条中地方税法附則第五条の四第一項第二号ハ、第六項第二号ハ及び第十二項、第三十三条の二の二第一項、第三十五条の二第二項及び第六項、第三十五条の二第二項及び第六項並びに第三十五条の二の三第二項の改正規定並びに同法附則第三十五条の三の三を同法附則第三十五条の三の四とし、同法附則第三十五条の三の二の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三十五条の三の三を同法附則第三十五条の三の四とし、同法附則第三十五条の三の二の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第七条第一項及び第十六条第一項の規定　平成二十九年一月一日

八　第二条中地方税法第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二条の二十三第四項並びに第三百二十一条の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第四十八条の改正規定（「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分に限る。）並びに附則第七条第四項、第九条第七項及び第十六条第五項の規定　平成二十九年四月一日

九　第二条中地方税法第四十四条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の五十七の次に二条を加える改正規定及び同法第三百二十一条の七の十一の次に二条を加える改正規定並びに附則第七条第二項、第九条第九項及び第十項並びに第十六条第二項及び第三項の規定　平成三十年一月一日

十　第一条中地方税法第三百四十九条の三の二第一項の改正規定及び附則第十七条第三項の規定　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）附則第一項ただし書に規定する日

十一　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第三十号及び第三百四十八条第二項第三十号の改正規定並びに同法附則第十五条第三十七項の改正規定並びに附則第十七条第九項の規定　水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

十二　第一条中地方税法第三百四十八条第五項の改正規定及び同法附則第十五条の二第二項の改正規定（「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改める部分に限る。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「、第四十二条の十二の四」を「第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）及び同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「、第四十二条の十二の四」を「第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）並びに同法附則第八条第三項を同条第二項とし、同項の次に二項を加える改正規定並びに同条第五項及び第六項の改正規定並びに附則第六条第八項及び第十五条第七項の規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

十四　第二条中地方税法第五百八十六条第二項第五号の二及び第七百一条の三十四条第三項第九号の改正規定　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日